

平成 29 年度南九州海難防止強調運動実施計画

平成 29 年 5 月 16 日
南九州海難防止強調運動推進連絡会議

1 南九州海難防止強調運動の趣旨

海難事故を防止するには、船舶運航に関わる者はもとより広く国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

全国的な海難の傾向としては、事故船舶の種類別の割合をみると、小型船舶（プレジャーボート、漁船及び遊漁船）が全体の約 7 割を占めており、南九州地方（十管区内）においても同様な状況にあるが、地域ごとの傾向としては、海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なったものとなっている。

平成 29 年度においては、交通安全対策基本法に基づく第 10 次交通安全基本計画の趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに全国海難防止強調運動を推進し、また、南九州地方の海難発生状況に照らし合わせ、地域特性に応じ創意工夫をこらしつつ、当地方では特に、ヒューマンエラーによる事故、小型船舶の海難事故の減少を図ることを目的とし、次の海難防止運動を官民一体となって展開するものとする。

なお、「全国海難防止強調運動」については、運動名を「海の事故ゼロキャンペーン」に統一し同運動の更なる浸透を図ることとする。

海の事故ゼロキャンペーン
地域特性に応じた海難防止運動
夏季安全推進期間
漁船海難防止強調運動

2 各運動の方針

(1) 海の事故ゼロキャンペーン

ア 実施期間

平成 29 年 7 月 16 日(日)～31 日(月)

イ 運動方針

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、南九州海難防止強調運動推進連絡会議による運動方針の重点事項及び推進項目は以下のとおりとする。

(ア) 重点事項

- a 「小型船舶の海難防止」
- b 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
- c 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

(1) 推進項目

a 「小型船舶の海難防止」について

プレジャーボートの発航前検査の徹底

十管区内におけるプレジャーボートによる海難は海難全体の約4割を占めており、発生した海難の種類は操船の不適切、見張りの不十分といった運航の過誤、機関の整備不良や過積載など的人為的要因（ヒューマンエラー）が約7割を占めている。

機関故障では整備不良によるものが約2割、運航阻害ではバッテリー過放電及び燃料欠乏等を要因とする整備不良によるものが約2割を占めていることから、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底を図る。

b 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

(a) 常時適切な見張りの徹底

十管区内における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約3割を占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂流中における常時適切な見張りの徹底を図る。

(b) 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する
- ・AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

c 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために、海上に浮く速やかな救助要請という2点が必要不可欠であることから、自己救命策確保〔ライフジャケット常時着用、連絡手段確保（防水及び防水パック入り携帯電話の携行）、118番等緊急電話番号〕に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣着用義務範囲が拡大されることも踏まえて、救命胴衣着用徹底を図る。

ウ 実施事項

本会議及び地区海難防止強調運動推進連絡会議を構成する機関等と連携して、次の事項を実施する。

(ア) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、国民一般を対象とし、次の事項を参考とした活動を実施する。

a 報道機関による広報

運動を広く周知するには、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による広報

媒体の積極的活用が非常に有効かつ効果的であることから、各海上保安部署の実情に応じ出動式及び集中指導・周知活動を行うこととし、前広に同出動式等に関する広報を実施する。

b 国民の目につきやすい場所における広報

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等においてポスター、立看板、電光表示板等を効果的に活用した広報を実施する。

c 広報誌等による広報

地区推進連絡会議を構成する団体、事業所等の発行する広報誌、ホームページ等による広報を実施する。

d 各種行事の企画、参加による広報

(a) 各地区において開催される各種行事に積極的に参加し、ポスターの掲示依頼並びにリーフレットを配布し広報を実施する。

(b) 地元FM放送局やケーブルテレビ局に関係者が出演する等、地域密着した広報を実施する。

上記広報において、例えばホームページによる場合は、海難種類の説明や具体的事例を掲載する等により、国民が海難をイメージし易くする手法も考慮する。

(1) 安全に関する指導、教育、訓練

各地区において特徴的な海難事例を紹介するなど、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう効果的に次の項目を実施する。

a 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロール含む）を行い、前記イ(イ)の推進項目を指導する。

b 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実施を指導する。

c 各種講習会海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

d 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

(2) 地域特性に応じた海難防止運動

ア 運動の趣旨

昨年発生した海難の特徴として、船種別で見ると熊本海域においてはプレジャーボート、鹿児島、串木野、宮崎、奄美海域においては漁船の海難が最も多く発生しており、地区ごとに海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なった内容となっている。

したがって、海難発生傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行うことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思料されることから、地区ごとに海難防止運動を企画立案し展開する。

なお、実施に際しては、操船者自身の事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう検討する。

イ 運動の名称及び実施期間等

地区ごとに、「運動の名称」「実施期間」「対象者（船舶）」「重点事項」等の事項を審議のうえ策定し、本年度内に各地区連絡会議構成者が連携のうえ官民一体となって実施する。

ウ 台風海難防止強調運動（地方運動）

(ア)実施期間

平成29年6月21日（水）～30日（金）

(イ)運動目的

本格的な台風来襲時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識を高めるとともに、海難防止思想の普及に努めることにより、台風による海難の未然防止を図ることを目的とする。

(ウ)重点事項

- (a)台風情報の早期把握及びテレビ、ラジオ、インターネット、AIS、海の安全情報等による継続的な情報収集
- (b)早期避難及び保船対策の励行
- (c)適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施
- (d)養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の実施
- (e)国際VHF ch16の常時聴守
- (f)自己救命策の3つの基本の励行

(エ)実施事項

重点事項を踏まえ、次の事項について台風襲来に備えた啓発活動を実施する。

- (a)ポスター等による運動周知
- (b)社内報、市町村だより等を活用した運動周知
- (c)地元メディアを活用した運動周知
- (d)漁業協同組合等の海事関係者を訪問しての運動周知
- (e)海難防止講習会、巡視船艇による訪船指導

(3) 夏季安全推進期間

ア 実施期間

平成29年8月1日（火）～31日（木）

イ 運動目的

特にプレジャーボート等の海難発生隻数を減少させるため、マリンレジャー活

動による海難が増加傾向にある夏季に集中して行い、プレジャーボート等の関係者に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることを目的とする。

ウ 重点事項

- (ア) 発航前検査の徹底
- (イ) 常時適切な見張りの徹底
- (ウ) 気象・海象情報の入手活用
- (エ) 自己救命策確保の推進

エ 実施事項

関係官庁又は団体等と連携し、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう次の事項を実施する。

- (ア) 海難防止講習会の開催
- (イ) 合同パトロールの実施
- (ウ) ポスター等による運動周知
- (エ) プレジャーボートセーフティラリー

(4) 漁船海難防止強調運動

ア 実施期間

平成29年10月1日(日)～31日(火)

イ 運動目的

特に沿岸域をその操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状況が厳しくなる冬季を前に集中して行い、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることを目的とする。

ウ 重点事項

- (ア) 常時適切な見張りの徹底
- (イ) 早期避航等適切な操船の励行
- (ウ) 気象・海象情報の入手活用
- (エ) 自己救命策確保の推進

エ 実施事項

所属する漁業協同組合のみならず、海事関係行政機関等と連携し、次の事項を実施する。

- (ア) 海難防止講習会の開催
- (イ) 合同パトロールの実施
- (ウ) ポスター等による運動周知
- (エ) 漁船セーフティラリー